



AA通信

2009年(平成21年)3月1日 第13号

東京都渋谷区代々木2丁目23番1号
ニューステイメナー865号室 (〒151-0053)
Tel 03-6240-2300 Fax 03-6240-2301
E-mail : info@asset-adv.co.jp
ホームページ : <http://www.asset-adv.co.jp/>



アセットアドバイザー 検索

通信トピックス

～「遺留分に関する民法の特例」が3月1日から施行されます。～

事業承継円滑化のための総合的支援策の基礎となる「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」が、昨年5月に成立し、平成20年10月1日より施行されています。これらは、経済産業大臣の認定を受けた中小企業に対して、遺留分に関する民法の特例、金融支援措置、相続税の課税についての措置、の3本柱で進められています。

そのうちの、「遺留分に関する民法の特例」が3月1日から施行されます。一定の要件を満たす中小企業者の後継者が、先代経営者の遺留分権利者全員と合意を行い、所要の手續(経済産業大臣の確認及び家庭裁判所の許可)を経ることを前提に、1)生前贈与株式を遺留分の対象から除外。2)生前贈与株式の評価額を予め固定。以上の遺留分に関する民法の特例の適用を受けることができるというものです。

中小企業の株式を生前に贈与する方法に、一般的な贈与と相続時精算課税制度があります。一般的な贈与では多額の贈与税負担が問題でした。また相続時精算課税制度では、制度を利用して贈与された株式について、将来発生する先代経営者の相続時に、その時点の評価額で課税財産に加算することになります。例えば、株式が安価な時代に先代から株式の贈与を受けた後継者が、その後事業を拡大し、株価が大幅に上昇したような場合には、相続税の負担増や、他の相続人に対する遺留分の負担増が発生してしまい、後継者の努力が報われないなどの問題がありました。こうした問題にも対処できると期待されています。

次に、「相続税の課税についての措置」は、平成21年の通常国会で成立すれば、非上場株式等に係る相続税の納税猶予制度が創設(経済産業省大臣の認定を受けた非上場中小企業の株式等に係る

課税価格の80%に対応する相続税を納税猶予)され、平成20年10月1日に遡及して適用が予定されています。条件が整えば株式の80%に対応する相続税の納税が猶予(免除ではありません。)されますので、多額の納税負担で事業承継を断念する例もあった、中小企業の事業継続には有効です。

なお、農地に係る相続税の納税猶予についても以下の見直しが見直されています。農業経営基盤強化促進法の規定に基づき貸し付けられた農地を適用対象とする。猶予期間中に身体障害等のやむを得ない事情により営農継続が困難となった場合は、農地の貸し付け(営農の廃止)をしたときについても納税猶予の継続を認める。災害・疾病等のやむを得ない事情のため一時的に営農できない場合について、営農継続しているものとする取扱いを明確化する。

政局が不安定ですが、重要事案については早期成立を望みます。

日常コラム

～映画、「おくりびと」を観てきました。～

「おくりびと」が第81回アカデミー賞外国語映画賞を受賞したと聞き、映画館に足を運びました。チェロ演奏家の夢を断念し、故郷に帰って“納棺師”の仕事と出会った主人公を通して、“死”と向き合う人の深い悲嘆や、溢れ出る愛情が描かれた作品です。本来、生物が唯一平等に与えられている“死”に携わるこの仕事は、「汚らしい！」と妻が激しく否定するシーンで、世間の現実的な評価が表現されています。しかし、“死”と向き合うからこそ真摯に生きられる。そんな主人公を通して、映画を夢中で観る事が出来ました。

映画館で買ったプログラムに、「あなたは大切な人をどう“おくり”ますか？そしてどう“おくられたい”ですか？」とありました。まさに、そんな事を考えたいくなる映画でした。あんなだったら幸せだろうな…。そんな事を感じました。奇しくも、昨年10月に亡くなられた峰岸徹さんの最後の映画でもありました。峰岸さんもご自身の病状から、そう思われていたようにさえ感じました。

映画の最後に、父親の気持ちが凝縮された小さな小さな遺産が、孫へと手渡されようとするシーンがあります。感動的でした。この主人公の思いに近づこう、私も日々の仕事をしなければと思いました。少し笑えるシーンもありますが、映画を観ている間、私の目から涙が止め処なく流れていました。とても素晴らしい日本映画です。是非、ご覧になって下さい。

健康コラム

～別の医者にも観てもらおうこと。～

恥ずかしい話ですが、昨年11頃から右眉毛の上が赤くかゆくなっていました。市販の軟膏を塗ってあげればそのうち治ると思っていましたが治りません。やむを得ず、年末最後の平日に地元の皮膚科へ行きました。「帯状疱疹だね。早く良かった。顔半分が腫れる所だったよ。」「ええっ」親が苦しんだのを覚えていたので、出された錠剤を飲み、軟膏を塗り年末年始を過ごしました。ところが年が明けても治りません。やむを得ず、2月になって会社近くの皮膚科に行きました。「帯状疱疹が治らないのですが…」その医者は笑いながら「誰が言ったのそんな事。違う。これ塗れば治るから。」それから1週間で治りました。おかしいと思ったら別な医者にも観てもらおう。これも大切な事だと思いました。